

土曜授業の実施を促進するための学校教育法施行規則の改正のイメージについて（案）

資料1-6

1. 公立学校の休業日に関する規定

○ 公立学校の休業日については、学校教育法施行規則で規定。ただし、「特別の必要がある場合は、この限りでない」とされている。

■ 学校教育法施行規則(抄)

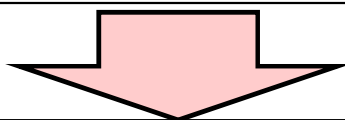
第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日
(※中学校、高等学校等においても同様)

2. 学校教育法施行規則改正の方向性

○ 文部科学省「土曜授業に関する検討チーム」中間まとめ(平成25年6月28日)において以下の提言。

- ・ 土曜日において、子供たちに、学校における授業や地域における多様な学習や体験活動の機会などこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう、学校、家庭、地域のすべての大人が連携し、役割分担しながら取組を充実する必要がある。
- ・ 上記のような観点から、学校において子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の1つとして土曜授業を捉え、その推進のため、まずは、設置者の判断により、これまで以上に土曜授業に取り組みやすくなるよう、学校教育法施行規則の改正等を行うことが考えられる。



○ 教育委員会の主体的な判断で土曜日等に授業を実施することが可能である旨が明確になるよう、学校教育法施行規則を改正する。

→ 本年秋を目途に学校教育法施行規則を改正(公布日施行を想定)